

令和4年度事業計画

I 事業運営の基本的な考え方

コロナ禍において人々の生活様式が一変し、福祉施設を含む社会全体を取り巻く環境が大きく変化する中、当事業団の経営の基本指針となる「第3次中期経営計画（令和元年度から令和5年度）」がスタートして4年目を迎えるに当たり、公益性の高い社会福祉法人として、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、地域における取り組みについて着実に遂行する。

県立あすなろの郷再編整備計画が進行するなか、令和3年度に発足させた「あすなろの郷再編整備に係るプロジェクトチーム」で検討してきた諸課題をまとめ、第3次中期経営計画の修正及び第4次中期経営計画の策定に向けた準備を行っていく。

また、今年度、設置主体である県を中心に新県立施設建設に向けた実施設計が作成されることとなるが、施設の運営を行う指定管理者として、利用者第一の視点が計画に反映されるよう積極的に提案等を行っていく。

さらに、県が実施する利用者アセスメントについても、長年施設運営に携わってきた知的障害者支援の専門家として、必要な助言を行うなど全面的に協力し、新施設移行への準備を行っていく。

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでの施設内感染拡大の体験を教訓に、「持ち込まない対策」はもちろん、感染者が発生してしまった場合の「拡大防止対策」についても強化する。

「本部事務局」については、能力評価と業績評価を柱とした新人事評価制度を任用管理や人材育成、職員の能力開発等の分野において効果的に活用し、職員一人ひとりの「やる気」を引き出すことで、利用者サービスの向上に繋げていく。

また、計画的かつ効果的に人材の確保ができる対策を講じるとともに、人材育成及び定着が図れるよう、職場環境の改善など魅力ある職場づくりに取り組んでいく。

「茨城県立あすなろの郷」については、県立施設の指定管理者として引き続き重度障害者のセーフティネットの役割を果たしていくとともに、利用者の基本的人権を尊重し、生活の質の向上を目的とした本人中心の支援サービスを提供する。

「福祉サポートセンターあすなろ」については、利用者が安心して快適な地域生活を送ることができるよう、相談支援事業、多機能型事業（就労継続支援B型・共生型デイサービス）及びグループホーム事業を一体的に提供する。また、利用者の重度化・高齢化に対応するため、各事業が連携して効果的なサポートをしていく。

なお、事業運営に当たっては、役職員一人ひとりが経営改革を推進するとともに、コンプライアンスを徹底し、「事業団」に求められる使命及び機能を十分に發揮して利用者サービスの一層の向上に努める。

II 事業運営方針

1 利用者や地域福祉のニーズに応じた事業の展開

- (1) 利用者一人ひとりのニーズを把握し、利用者に支持され選ばれる質の高いサービスを提供する。
- (2) これまで培ってきた障害福祉の専門性や人的資源を最大限に活用し、地域の福祉ニーズに的確に対応した事業展開を図る。

2 組織力の強化

- (1) 事業団を取り巻く社会情勢や法制度の変化を踏まえ、状況に応じて的確に対応するため、定期的に事業内容の達成状況等を評価し見直すことで、組織の活性化を図る。
- (2) 障害福祉に先駆的な社会福祉施設等への派遣研修や資格取得に対する職場環境の整備を強化することで職員の資質の向上を図るとともに、意識改革を徹底する。
- (3) 職員から募った職場改善提案のうち、実施効果の高い提案を取り入れることで職場を活性化する。また、業務改善やサービスの向上を図り問題点を職員間で共有することで、職場内のコミュニケーションを深め、活力ある職場を目指す。

3 安全管理の強化

- (1) 不審者侵入時や災害発生における対応マニュアルに従い、実地訓練等を行うことで利用者の安心・安全のための備えの充実を図る。
- (2) 感染症予防などのマニュアルを職員に周知徹底し、安全管理の充実・強化を図る。なお、新型コロナウイルス感染症対策については、施設内にウイルスを持ち込まないよう感染防止に向けた取り組みを徹底するとともに、施設内で感染者が発生した場合を想定し防護具の着脱方法の指導や各居住棟におけるゾーニング方法についてなど、より具体的な対策を講じる。
- (3) 消防法などに適切に対応するため、消防設備等の定期点検を確実に実施し、不適格箇所の改修を行うなど施設設備の安全性を確保する。

4 自主自立的経営に向けた効率的・効果的な運営

県立あすなろの郷の再編整備計画において、定員の一部を事業団が自主事業として実施する方針が示され、それに伴い、「あすなろの郷再編整備に係るプロジェクトチーム」を発足させ諸課題の整理をしたところであるが、これを第3次中期経営計画の修正及び第4次中期経営計画の策定に反映させ、安定的に自主自立的経営が進められるよう検討する。

職員一人ひとりが経営感覚を持ち、効率的・効果的な事業運営に努めながら、利用者の視点に立った、更なる良質なサービスを提供するため、職員の資質向上を図る。

III 事業所別の事業計画

1 本部事務局

(1) 運営方針

本部事務局は、引き続き業務の効率化・合理化を図るとともに、職員の資質向上を図るため各種研修を充実させる。また、課題である人材の確保については、ホームページの職員募集欄を更新するとともに、新型コロナウイルス感染状況を鑑みながら学校訪問や職場見学会を開催し、地域の就職相談会などにも参加し当事業団をPRすることで、優秀な福祉人材を確保していく。また、短時間労働の導入や手薄な勤務時間帯に職員が配置できるよう柔軟な勤務形態の導入について検討する。

「茨城県立あすなろの郷」の管理運営については、基本協定に基づき効率的・効果的な事業展開が図れるよう指導する。

自主事業の「福祉サポートセンターあすなろ」については、地域社会で安定的に事業運営できるよう指導する。

(2) 主な実施事業(予算額 84,002 千円)

ア 指定管理者としての施設の管理運営

茨城県立あすなろの郷

茨城県から指定管理を受けた「茨城県立あすなろの郷」を効果的・効率的に運営し、利用者の基本的人権を尊重するとともに、生活の質の向上を目的とした本人中心の支援サービスを提供する。

また、引き続き事務の効率化及び経費節減を実施し、効果的・効率的運営に努める。

イ 経営の効率化・合理化

(ア) 第3次中期経営計画の進行管理

「第3次中期経営計画」の4年目に当たり、計画の円滑な遂行に向け将来を見据えた効率的・効果的な運営を行う。各事業の進行管理については「事業団経営委員会」に諮り進捗状況をチェックするとともに、達成度の評価を行う。

なお、「あすなろの郷」の建て替え計画の進行に伴い、「第3次中期経営計画」にも一部変更が生じることから、見直しするとともに、「第4次中期経営計画」の策定についても検討する。

(イ) コンプライアンスの徹底

役職員に対するコンプライアンス意識の更なる普及のため、外部講師による研修を実施するなど、コンプライアンスの徹底を図る。

(ウ) 各種研修の実施

目標すべき職員像の実現に向けて、研修の目的を明確にするなど、研修体系の見直しを行う。

専門研修は、職務上必要な専門的知識や技術を習得できるよう、各事業所において計画を策定し実施するよう指導する。

階層別研修は、各階層別に求められる能力に対応した科目を体系的に習得できるよう、新採職員研修、主任研修、係長等研修、課長等研修を実施する。

また、次世代を担う人材の育成については、当該職員層に求められる課題に合わせて計画し、対象となる職層・世代の職員を招集して講演や研修を実施することで、将来を担う人材のレベルアップを図る。

なお、研修については新型コロナウィルス感染状況を鑑み、感染予防対策を講じた上で実施していく。

○研修体系（概要）

区分	研修名	概要
他団体	各事業で、専門的な知識や技術を習得させるための研修に参加させる。 (例) 利用者支援技術研修、財務会計研修等	
専門研修	岡崎基金研修	先進的な福祉施設等で研修を行い、その成果について全職員に対し伝達研修を行う。
	普通救急救命講習会	水戸地区救急普及協会と連携し、AEDの使用や心肺蘇生法について学ぶ。
	課題別論文発表	設定した課題に対しての1年間の支援成果を発表する。
	A B A（応用行動分析学）勉強会	あすなろの郷行動支援専門員が主体となり、民間施設等の職員も交えて強度行動障害者支援について学ぶ。
	行動障害専門研修	行動障害担当寮職員対象
	行動支援専門員研修	行動支援専門員の育成研修
	高齢者・高介護者支援勉強会	利用者の高齢化に伴う身体状況及び機能低下等に対応するため、支援技術や知識について学ぶ。
階層別研修	公社等連絡協議会主催 第1部～第5部課程研修	新採職員から新主任級、新係長級、新課長級、新部長級の各階層において必要な事務的な事項について学ぶ。
	全事協主催 「指導者を育成する研修」	指導的立場にある職員対象
	新採職員研修	服務等や接遇、利用者支援に関する事項等について集中して研修する。
	支援員・主任研修	各階層における必要事項を研修する。
	副寮長・専門員研修	
	管理職研修	
	嘱託・臨時職員研修	
	リスクマネジメント研修	寮長及び副寮長を中心に、リスクマネジメント手法について学ぶ。

	OJT研修	新規採用職員を対象とした各寮等における実務指導等
一般研修 事業団	チームマネジメント研修	リーダーシップやチームビルディングについての心構えや視点を学ぶ。
	次世代育成研修	次世代を担う職員を育成することにより組織力の強化を図る。
	コンプライアンス研修	コンプライアンス意識の徹底を図るために研修を行い、受講者が各所属部署において伝達することで全職員の共通理解を図る。
	メンタルヘルス研修	職員の精神面の健康管理とストレスチェックを行う。
	腰痛予防研修	腰痛の理解と負担の少ない介助方法を学ぶ。
	交通安全講習会	交通安全に対する意識及びマナーの向上を図る。

ウ 地域における公益的な取組の実施

当事業団の人材とノウハウを活用し、他法人との障害者福祉セミナーの共催や広大な敷地を利用した地域住民との自然観察会や交流会、畑で収穫した農産物の提供、施設の設備貸出、災害時のボランティア派遣や福祉避難所としての整備など地域貢献活動を開展する。

エ 福祉サポートセンターあすなろの経営（自主事業）

相談支援事業、多機能型事業（就労継続支援B型・共生型デイサービス）・グループホーム事業を一体的に提供しながら、安定的な運営に努める。

利用者が地域で安心して暮らしていくよう各事業が連携しサービスの充実を図るとともに、地域社会との関わりを重視しながら事業を展開していく。

(3) その他の事業

ア 施設間派遣研修の実施

職員の資質向上と利用者支援サービスの向上を目的として、県内の民間施設との間で相互交流や連携の強化を図るため、職員の派遣研修や交換研修を実施する。

イ 社会福祉事業振興資金の運営(予算額 350 千円)

振興資金貸付事業については、貸付法人の償還がすべて終了したため、今後の事業の在り方について、廃止を含め検討する。

ウ 岡崎基金研修事業(予算額 1,153 千円)

先進地における社会福祉施設等で研修を行い、派遣者がその成果について伝達研修を行いフィードバックすることで職員の資質向上を図る。伝達研修は全職員を対象に実施する。

2 茨城県立あすなろの郷

(1) 運営方針

茨城県から指定管理を受けた「茨城県立あすなろの郷」を効果的・効率的に運営し、利用者の基本的人権を尊重するとともに、生活の質の向上を目的とした本人中心の支援サービスを提供する。利用者支援にあたり、茨城県立あすなろの郷倫理綱領及び行動規範を遵守する。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き、国及び県の指針に基づき「持ち込まない対策」「拡げない対策」を徹底し感染拡大を防止するとともに、感染予防に努めながら各種事業を実施する。

- ア 意思決定責任者を配置し、利用者一人ひとりの意思を反映した個別支援計画を作成する。利用者支援にあたっては統一した支援方法で行う。
- イ 利用者個々のニーズを充足するきめ細やかな医療の提供により健康管理を行う。
- ウ 地域での生活及び介護施設への移行など、利用者及び保護者等の意思を第一に尊重した支援調整を行う。また、あすなろの郷内においても利用者の支援ニーズに合わせ支援の適正化を図りながら積極的に寮の再編成を行う。
- エ 在宅の施設利用希望者のニーズに応じた入所調整及び短期入所利用等を提供する。
- オ 各種関係機関主催の研修に職員を派遣し、利用者に質の高いサービスが提供できるようにするとともに、幹部職員を含む全職員に対する内部研修の充実を図り、専門性の向上と意欲に満ちた人材育成を行う。
- カ 広報活動を推進し、あすなろの郷の運営について県民の理解と障害者福祉の啓蒙及び人材確保に努める。
- キ 県立あすなろの郷再編整備計画に基づき県が実施する利用者アセスメント結果を受け、利用者様が最適な生活を送れるよう既存施設及び新設セーフティネット棟の特徴を生かした組織作りについて検討していく。

(2) 主な実施事業

〈受託事業〉

ア 障害者支援施設の管理運営(予算額 2,384,036 千円)

- (ア) 施設利用希望者の受入
 - ・日常生活及び社会生活を送る上で様々な問題を抱える知的障害者の受入を行う。
- (イ) 入所利用者の自立促進
 - ・利用者個々のニーズに対応した生活支援の実施及び日常生活に生きがいを持てる日中活動等を提供する。
 - ・利用者及び保護者等の意思を尊重し、地域生活へ移行するための支援を提供する。
- (ウ) 行動障害を持つ方に対する支援の実践と民間施設等への支援
 - ・専門的理論に基づく支援技術の習得及び向上に必要な研修への派遣を行う。
 - ・行動支援専門員養成研修の実施による、行動障害を持つ方に対する知識や支援技術に精通した職員の育成を行う。
 - ・障害特性に配慮した日中活動を提供する。
 - ・所内及び外部の施設職員を対象とするA B A勉強会を開催する。
 - ・県内の福祉施設等からの相談を受付けると共に助言を行う職員を派遣する。
- (エ) 高齢・高介護者への支援

- ・身体機能低下に対する予防的ケアに取り組み、専門職によるリハビリを含めた医療の充実を図る。
 - ・室内のバリアフリー化や効果的な介護機器の導入を進める。
 - ・身体能力や生活能力の維持・増進を目的とする日中活動を提供する。
 - ・加齢等に伴う心理面での変化に配慮し、利用者の趣味、嗜好を取り入れ生活に潤いをもたらす日中活動を提供する。
 - ・介護保健施設等の利用に向けた支援調整を行う。
 - ・認知症など様々な課題のある高齢知的障害者の支援について、外部講師の協力を得て作成したカリキュラムに基づいた研修を実施し、専門的な知識を持つ職員の育成を行う。
 - ・蓄積したノウハウや支援成果に基づいて、県内施設に対し積極的に助言・支援等を行う。
- (オ) 触法障害者の自立支援に向けた協力と連携
- ・地域社会での自立促進を図るため、矯正・更生保護施設等の法務関係機関と連携し障害者支援施設としての支援のあり方を研究する。
- (カ) 地域生活移行の推進
- a 地域生活移行への取組み
 - ・全職員を対象とした障害者の地域生活に関する見学説明会を開催する。
 - ・各寮の地域生活移行担当者を主とした保護者懇談会等を利用して、グループホーム、地域での生活の様子などを紹介し地域生活への理解や普及啓蒙を行う。
 - ・希望者に対してあすなろホームの体験入居（日帰り・宿泊）や福祉サポートセンターあすなろ多機能型事業所（就労継続支援B型・生活介護）の利用体験を実施する。
 - ・あすなろホームへの入居を希望する利用者の保護者等に対する面談を行う。
 - b 地域生活移行推進部会の設置
 - ・地域生活移行に関する課題の整理や今後の取組に向けた検討を行う。
- (キ) あすなろの郷セミナーの開催
- ・民間福祉施設や在宅障害者の家族等を対象に「あすなろの郷セミナー」を開催し支援技術や研究成果を広く情報発信することで、県立施設としての役割を果たす。

イ 地域生活支援センターの管理運営（予算額 68,627 千円）

- (ア) 在宅知的障害児・者等への支援
- ・訪問による相談及び支援を行う。
 - ・外来による相談及び支援を行う。
 - ・保育所や福祉事業所等の職員に対し、在籍する障害児・者についての相談・助言を行う。
 - ・保育所や小学校で実施する研修会などに、ムーブメント教育・療法や発達障害に関する講師を派遣することにより、支援技術及び知識の普及を図るとともに、地域での主導的な実践者の育成を図る。
 - ・親が子どもに関わりやすい具体的で効果的な対応を身につけることを目的とした「宿泊トレーニング」を実施する。
 - ・在宅障害児・者及びその関係者に対し、療育関連の動画を定期的に配信する。
 - ・市町村、保健センター、福祉事業所及び学校との連携を図り、地域の資源を有効に活用できるネットワークの構築に努める。
 - ・これらの事業の実施においては、県内の新型コロナウィルス感染症発生状況を考

慮しつつ、感染予防対策を十分に講じたうえで実施する。

- (イ) 短期入所、日中一時支援
 - ・家庭の事情で一時的に在宅の障害児・者を預かる短期入所事業及び日中一時支援事業を実施する。
 - ・緊急性の高い施設入所希望者への初期アセスメント及び障害特性に適合した受入寮を選定することを目的とした短期入所を実施する。
 - ・グループホーム利用者が地域生活困難になった場合の入所調整期間及び他施設移行期間において短期入所を利用する。
- (ウ) 24時間緊急ステイ
 - ・家庭での介護が困難になった場合に24時間いつでも一時利用できる「24時間受け入れサービス（緊急ステイ）」を実施する。
- (エ) 各種サービス等の広報活動
 - ・ホームページの充実、パンフレット及び機関紙の発行を行い、利用者及びその関係者に対する事業の周知に努める。
- (オ) 県地域生活定着促進事業
 - ・社会福祉法人芳香会と連携し、触法障害者の再犯防止と地域社会での自立した生活が営めるよう、福祉サービス等へ繋ぐ支援を行う。
 - a コーディネート事業
保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所中の対象者と面談し、退所後に必要な福祉サービスの調整や申請、受入施設等の斡旋等を行う。
 - b フォローアップ事業
既に矯正施設を退所し福祉施設等を利用している対象者に、訪問による生活状況の確認及び把握を行うほか、本人を受け入れた施設等に対し、必要に応じて本人の処遇や福祉サービス利用等に関する助言を行う。

ウ 病院、医療型障害児入所施設・療養介護事業所、多機能型事業所の管理運営

(予算額 547,475千円)

- (ア) 利用者の健康管理
 - ・利用者の診療及び健康診断を実施する。
- (イ) 重症心身障害児・者の療育
 - ・利用者個々のニーズに対応した療育活動を実施する。
- (ウ) 在宅重症心身障害児・者の療育支援
 - ・生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援を実施する。
- (エ) 感染症予防対策
 - ・感染症予防対策部会において、各種感染症対策の徹底及び感染症集団発生時の対応等について周知する。職員に対し感染予防対策の研修を継続して行う。また、予防接種の推進や検査体制を強化する。

エ 人材育成

- (ア) 各種関係機関の研修へ職員を派遣するほか、感染症予防のためオンラインによる研修も活用する。
- (イ) 職種、職務階層に応じた内部研修の実施
 - ・幹部職員及び次期幹部職員に対し、管理者として必要な事項を習得するための研修を実施する。
 - ・所内交換研修を実施する。
 - ・幹部職員を含めたOJT研修を実施する。

- ・各種研修参加者による伝達研修を実施する。
- (ウ) 行動障害、高齢・高介護の専門性を必要とする支援技術を習得するため、先進施設への派遣研修を実施する。

オ 実習及び研修の受入

- (ア) 福祉、医療及び保育の専門職を育成する学科を持つ大学等の実習を受け入れる。
- (イ) 福祉体験研修をカリキュラムとしている茨城県警察学校等の研修を受け入れる。

カ その他

- (ア) 行動障害、高齢・高介護、日中活動検討部会において、利用者支援の検討及び実施を行う。
- (イ) 身体拘束適正化等検討部会において、基本指針に基づき、身体拘束廃止に向けた現状把握及び改善について検討する。
- (ウ) 広報活動の推進
 - ・ホームページ等で関係情報の発信を行う。
 - ・広報誌「あすなろの郷だより」を発行する。
 - ・宣伝媒体を活用し、催事等の広報を行う。

〈自主事業〉

あすなろの郷売店事業（予算額 30,095 千円）

- (ア) 健全経営を確保し、利用者への還元を図る。
- (イ) 衛生管理を徹底し、安全な商品を提供するとともに、所内行事での出店販売を行う。
- (ウ) 売店運営委員会を開催し、利用者のニーズに応えた運営を図る。
- (エ) 利用者の高齢化等のニーズに対応した商品を販売する。

3 福祉サポートセンターあすなろ

(1) 運営方針

自主事業である相談支援事業、多機能型事業及びグループホーム事業を一体的に運営し、利用者の重度化・高齢化というニーズに対応するなど地域生活を効果的にサポートしていく。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底することで安心安全な福祉サービスの提供を行っていく。福祉サポートセンターあすなろが、地域で生活する利用者やその家族にとって必要とされる社会資源であることを職員一人ひとりが認識し、持続可能なサービスが提供できるよう日頃からの備えや業務継続に向けた取組みを進めしていく。

【事業の種類】

- ・相談支援事業
- ・多機能型事業 定員 40 人 (就労継続支援B型 22 人・共生型デイサービス 18 人)
- ・グループホーム事業 定員 66 人

(2) 主な実施事業

ア 相談支援事業の実施（予算額 13,266 千円）

障害福祉サービス利用の際に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行い、定期的な利用状況の確認及び計画の見直しを図る。

また、継続して相談支援専門員の育成に努めていく。

イ 多機能型事業の経営（予算額 94,100 千円）

(ア) 就労継続支援B型（予算額 60,044 千円）

地域で生活する利用者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会やその他の活動の機会を提供し、更なる就労環境への移行を目指すためのサービスの充実に努める。また、利用者の工賃向上に向けた取り組みを更に強化する。

(イ) 共生型デイサービス（予算額 34,056 千円）

地域で生活する利用者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行う。

ウ グループホーム事業の経営（予算額 139,259 千円）

入居者が、地域において共同して自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。また、定期的な世話人研修の実施や住環境の改善など利用者の更なる利便性の向上に努める。